

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の規定に基づき文部科学大臣が国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。)の監事を任命するに当たり、本学が文部科学大臣に推薦する次期候補者(以下「監事候補者」という。)の選考を行うために設置する国立大学法人東京海洋大学監事候補者選考会議(以下「選考会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務を担当する理事又は副学長
- 二 学長が指名する理事 1人
- 三 事務局長
- 四 学長が指名する学外有識者 2人

(任期)

第3条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、推薦した監事候補者が監事として任命される日までとし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 本学における監事の役割及び求める人材像の策定に関する事項
- 二 監事候補者の選考に関する事項
- 三 その他監事候補者の選考に関し必要な事項

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、総務を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 議長は、選考会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 選考会議は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により出席した者は、選考会議を通じて知り、又は知ることができた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務課の協力を得て、監査室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。